

EdKara ライセンス利用規約

この「EdKara ライセンス利用規約」（以下、「本規約」という）は、美肌百貨店株式会社（以下、「甲」という）がウェブサイト（edkara.jp、ec.edkara.jp 等のドメインを含むが、これらに限定されない甲の指定するドメインを使用したウェブサイト。以下、「本ウェブサイト」という）で提供するサービス（以下、「本サービス」という）に含まれる音源（以下、「本音源」という）、動画（以下、「本動画」という）等のプロパティ（以下、「本プロパティ」という）に関するライセンス（以下、「本ライセンス」という）の利用条件を定めるものである。利用者（以下、「乙」という）は、甲と本ライセンスに関して別途定める契約（以下、「本契約」という）を締結した上で、本ライセンスを利用するものとする。ただし、本ウェブサイト上で甲が提示する本契約の内容と、本規約の内容に矛盾が生じた場合は、本契約の内容が優先されるものとする。また、本規約の内容は甲の独占的な裁量により随時更新されるものとし、乙は常に、本規約の最新の内容を遵守するものとする。

第1条（定義）

本規約は、本プロパティの利用許諾に関するものであり、権利の移転に関するものではない。本契約発効後も本プロパティに関する全ての権利は甲に留保される。

第2条（利用許諾）

甲は、乙に対し、本契約に基づき、甲が本契約に定める範囲において、本プロパティの利用を非独占的に許諾する。

第3条（対価及び支払方法）

- 1 乙は、利用許諾の対価として、甲が本契約に定める金額を甲に支払うものとする。
- 2 前項の対価の支払は、乙が、甲の指定する方法で支払うものとする。また、決済に係る手数料（例えば、銀行振り込みの振込手数料）は、乙の負担とする。
- 3 本条に定める対価に関する遅延損害金は、年14.6%とする。

第4条（報告）

乙は、甲に対して、本契約締結後に、対価の計算に必要な情報を、甲が別途定める方法で報告するものとする。

- 2 乙は、前項の報告に基づき帳簿を作成し、保管するものとする。

第5条（帳簿閲覧）

- 1 甲は、乙に対して、前条の報告に関連する帳簿書類等（本ライセンスに係る製品・サービス等の売掛台帳、決算書、その他の経理書類・帳簿類を含むがこれに限られない。）の

開示を請求することができる。

2 甲は、開示された帳簿に関して、自らの負担で公認会計士その他中立な第三者による監査を請求することができる。

3 監査の結果、乙が報告した対価が、支払うべき対価よりも少ない場合、甲は乙に対して、その差額費用を求償することができる。

第6条（対価の不返還）

本契約に基づいて支払った対価については、いかなる事由においても、甲は乙に対して返還しないものとする。

第7条（保証）

1 甲は、乙による本プロパティの利用について、第三者の権利を侵害しないことを保証しない。

2 甲は、本プロパティの利用から生ずる乙その他第三者のいかなる侵害についても法律上ないし契約上の責任を一切負わない。

第8条（改編）

乙は、甲に対して、本件契約期間中において、本プロパティの改編をする際は、事前にその旨を通知するものとする。

第9条（ライセンス表示）

乙は、甲の指示に従い、本プロパティの利用に関するライセンス表示、または非表示を実施しなければならない。

第10条（譲渡禁止）

乙は、甲の書面による事前の承諾がない限り、本契約によって生じた契約上の地位を移転し、又は本契約によって生じた自己の権利義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、若しくは第三者の担保に供してはならない。

第11条（秘密保持）

1 甲および乙は、本契約の履行に際して知り得た相手方の情報を秘密として保持し、かつ、保持している秘密は、本契約の目的以外に使用せず、相手方の事前の同意なく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報は秘密に含まれないものとする。

（1） 受領の時点において既に公知となっていた情報

（2） 受領後に受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

- (3) 受領の時点で受領者が保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から開示された情報
- (5) 官公署又は法的手続により提出を命じられた情報

3 本条第 1 項の規定にかかわらず、甲は本契約に係る業務の一部または全部を、乙の事前の同意なしに、甲と第三者間で秘密保持契約を締結した上で、第三者に委託することができるものとする。

第 12 条（反社会的勢力の排除）

1 本契約の当事者は、それぞれ相手方に対し、自らが、本契約の締結日において、次の各号に掲げる者（以下「反社会的勢力」と総称する。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ
- (8) 特殊知能暴力集団
- (9) その他前各号に準ずる者

2 本契約の当事者は、それぞれ相手方に対し、自らが、本契約の締結日において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力によって経営を支配されていること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 自らの役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

3 本契約の当事者は、それぞれ相手方に対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

第13条 (契約期間)

1 本契約の有効期間は、甲が本契約において定めるとおりする。

2 本契約の終了にかかわらず、第6条 (対価の不返還)、第7条 (保証)、第8条 (改編)、第11条 (秘密保持)、第17条 (合意管轄) の効力は無期限に存続するものとする。

第14条 (契約解除)

1 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの通知又は催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約に定める条項に違があったとき

(2) 監督官庁より営業許可の取消し等の行政処分を受けたとき

(3) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき

(4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、公租公課の滞納処分、その他公権力による処分を受けたとき

(5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき

(6) 会社の解散、合併、分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき

(7) 第12条 (反社会的勢力の排除) に関して虚偽の申告、又は違反したことが判明したとき

(8) その他、前各号に準じる事由が生じたとき

2 前項の規定により解除権を行使する者は、相手方の責めに帰すべき事由の有無を問わず、解除権を行使することができるものとする。

第15条 (契約終了後の措置)

本契約が終了した場合、乙は、本プロパティの利用に関しては、理由の如何を問わず直ちに中止しなければならない。また、本契約の期間満了又は第14条 (契約解除) の規定により乙が解除した場合には、この限りでない。

第16条 (損害賠償)

甲または乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、相手方に対し、その損害 (弁護士費用を含むがこれに限られない) を賠償する責任を負う。ただし、甲が負う賠償責任は、本契約の対価として実際に受領した金額を上限とする。

第17条（合意管轄）

本契約に関連する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。